



一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会 会報

# ぎ ぶ 環 境 保 全

• 発行 •  
平成30年  
10月15日

VOL.  
116



【行政ニュース】

◆「PCB廃棄物及びPCB使用製品を

期限内に処分してください」

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

【協会ボランティア活動】

◆「関市下之保グランド(仮置場)

災害廃棄物選別作業について」

【労働安全衛生】

◆「第1回労働安全衛生研修会

「管理・監督者の職務と役割」



クリーンな社会づくりをめざす  
21世紀のパイオニア

# 株式会社フィルテック

## 環境計量証明事業（岐阜県濃度18号）

**業務内容** 廃棄物・水質・土壌・臭気の実験等を行っています

### 産業廃棄物

- 溶出試験
- 含有試験

### 水質

- 地下水
- 河川水
- 湖沼水
- 工業用水
- 浄化槽放流水
- 工場排水、など

### 土壌

- 底質
- 田、畑土、など

### 肥料

- 有機肥料
- 化学肥料
- 食害栽培試験

### 臭気

## 産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

### 産業廃棄物処理業 優良産廃処理業者認定取得

(処分業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず  
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず  
・廃油（タールピッチ） ・13号廃棄物

(収集運搬業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず  
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず  
・廃油 ・13号廃棄物 ・廃酸 ・廃アルカリ

### 特別管理産業廃棄物処理業 優良産廃処理業者認定取得

(処分業) ・特定有害廃石綿等

(収集運搬業) ・特定有害廃石綿等 ・引火性廃油 ・腐食性廃酸 ・腐食性廃アルカリ  
・感染性産業廃棄物 ・特定有害廃油 ・特定有害廃酸 ・特定有害廃アルカリ  
・特定有害燃え殻 ・特定有害汚泥 ・特定有害ばいじん

※許可内容詳細及び優良認定取得地域についてはお問い合わせください。

建設業

骨材販売



エコアクション21  
環境省  
認証番号 0011100

### 排出業者の皆様へ

産業廃棄物の処理について、  
お困りの点・お悩みの点など  
ございましたら、何なりと、  
下記までご連絡ください。

本社／〒509-0214 岐阜県可児市広見一丁目47番地

TEL. (0574) 62-2121 (代) FAX. (0574) 62-6661

E-mail: ft@filltech-jp.com

行政ニュース	<b>「PCB廃棄物及びPCB使用製品を期限内に処分してください」</b> <small>岐阜県環境生活部廃棄物対策課 … 2</small>
地域だより～岐阜県・現地機関ニュース～	
	<b>「屏風山“黒の田東湿地”」</b> <small>～地域で守り育む 豊かな生態系～ 岐阜県東濃県事務所環境課 … 4</small>
シリーズ	<b>わがまちの環境保全と対策</b> <b>「環境型社会に向け食品ロス削減を考える」</b> <small>土岐市長 加藤靖也 … 6</small>
協会ボランティア活動	<b>「協会ボランティア活動」～関市下之保グラウンド(仮置場)</b> <b>災害廃棄物選別作業について～</b> … 7
労働安全衛生	<b>平成30年度第1回労働安全衛生研修会の開催について</b> <b>「管理・監督者の職務と役割」</b> <small>中央労働災害防止協会中部安全衛生サービスセンター … 11</small>
協会だより	<b>〈(一社)岐阜県産業環境保全協会〉</b> 理事会の開催 … 23 委員会の開催 … 24 研修指導委員会の活動～先進的処理施設等視察の実施 … 25 適正処理委員会の活動～電子マニフェスト操作体験セミナーの実施 … 25 ～巡回指導・パトロールの実施 … 26 <b>〈(公社)全国産業資源循環連合会〉</b> 第40回理事会 … 28 全国正会員事務局責任者会議 … 28 <b>〈中部地域協議会〉</b> 平成30年度第1回会長・理事長会議 … 28 平成30年度第1回全体会議 … 28 平成30年度災害廃棄物支援協定担当者会議 … 28 <b>〈その他〉</b> 産業廃棄物処理関係講習会の開催 … 29 <b>〈新規加入会員の紹介〉</b> … 29 <b>〈優良産業廃棄物処理業者認定会員の紹介〉</b> … 29 <b>〈会員数の状況〉</b> … 29 <b>〈青年部会の動向～未来人～〉</b> … 30
お知らせ	協会報への広告掲載募集 … 31 電子マニフェストシステムの加入申込み・岐阜県内の加入状況 … 32 電子マニフェスト操作体験セミナー[岐阜会場] … 33 産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について … 33 産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書 … 34 保全協 News について … 35 事務局からのお願い … 35
編集後記	事務局 … 36
表紙写真 「実りの秋」(山県市) …… フォト飛水 毛利秋生	

# PCB廃棄物及びPCB使用製品を期限内に処分してください

## 岐阜県環境生活部廃棄物対策課

ポリ塩化ビフェニル(PCB)は、電気機器用の絶縁油として照明器具や変圧器等に使用されたものであり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法で定められた期間内に処分を委託しなければなりません。高濃度PCB廃棄物は、唯一の処理事業者である中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)が設置している全国5箇所の処理施設でのみ処理することが可能であり、廃棄物の種類ごとに処理施設や処分期間が異なります。低濃度PCB廃棄物は、国が認定する無害化処理認定事業者か一部自治体が許可する特別管理廃棄物処分業者(廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物)で処理できます。



図1 トランス



図2 コンデンサー



図3 安定器

表1 岐阜県の処分期間及び処理施設先

濃度区分	種類	処分期間	処理施設
高濃度	安定器、小型電気機器、感圧複写紙、ウエス、その他の汚染物	2021年 3月31日まで	JESCO北九州
	トランス、コンデンサー、廃油、保管容器が廃棄物となったもの	2022年 3月31日まで	JESCO豊田
低濃度	PCB濃度が5000mg/kg以下のもの、微量PCB汚染廃電気機器等	2027年 3月31日まで	無害化処理認定事業者

平成30年7月5日に安定器・汚染物等の処分期間が残り1000日となったことを受け、岐阜県では、一層PCB廃棄物等の確実かつ適正な処理の推進に取り組んでいるところです。特に平成27年度からポリ塩化ビフェニルの大規模調査を実施し、平成29年度は、現地訪問も含めたフォローアップ調査を実施するなど、自家用電気工作物を含む事業者への調査を継続して行っております。また、同じく平成29年度末からPCBを使用した安定器の調査を改めて開始しており、こちらの調査も継続しております。

これらの調査(いわゆる掘り起こし調査)を実施することで、今まで県で把握できていなかったPCB廃棄物保管事業者又はPCB使用製品所有事業者が明らかになってきております。更にPCB廃棄物の処理に関する幅広い周知を行うため、電気機器、医療、旅館、不動産、工業、商工等の様々な業界団体に御出席いただき、「岐阜県PCB処理推進連絡会」を開催し、PCBに関する情報共有を行っております。こうした施策を柱として、県内のPCB廃棄物及びPCB使用製品の日も早い処理に向けて取り組んでいきます。

PCB廃棄物の処理は、事業者の皆様方の協力なくして遂行できません。PCB廃棄物は、処理せずそのまま放置していると罰則の対象になり、処分期間を超過して見つかった場合は、実質的に処理することができなくなることがあります。事業者の皆様におかれましては、PCB廃棄物等の処理に関する施策に御理解をいただくとともに、調査及び周知等へ御協力いただきますようお願いいたします。

表2 岐阜県(岐阜市を除く)のPCB廃棄物の処理及び保管状況

(平成29年3月31日時点)

種 類	事業所数	処理数	保管量
トランス類	160	173台	537台
コンデンサー類	286	3,750台	4,100台
柱上トランス	8	3,171台	26,686台
安定器	251	8,872台	52,294台
PCBを含む油	32	173,306kg	10,744kg
感圧複写紙	2	0kg	154kg
ウエス	34	9,086kg	6,357kg
その他の機器等	352	6,201台	2,667台
	13	19kg	14,612kg
汚泥	4	3,377kg	297kg
その他PCB汚染物	55	4,294kg	75,662kg

表3 年度別の保管量の推移

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
トランス保管量(台)	500	489	503	518	535	552	580	537
コンデンサ保管量(台)	9,510	9,211	9,415	9,811	9,309	5,010	4,343	4,100
安定器保管量(台)	57,838	53,754	53,921	54,583	55,004	59,131	55,962	52,294

(連絡先)

岐阜県環境生活部廃棄物対策課 電話 058-272-8217

## 屏風山“黒の田東湿地” ～地域で守り育む 豊かな生態系～

岐阜県東濃県事務所 環境課

みなさんは、「湿地」と聞いて、どのような風景を思い浮かべますか？

湿地には幅広い意味があり、定義も様々ですが、一般には、池や沼、湿原、干潟など、文字通り水に覆われて湿った土地が、湿地と呼ばれています。

過去には、開発等により、全国的に減少・劣化がみられましたが、近年では、生物多様性、自然保護の観点から、その価値が見直され、国際的にも保護されるようになってきました。

東濃県事務所が所管する東濃地域(多治見市、土岐市、瑞浪市)は、古くから、陶磁器の産地として有名ですが、実は、土岐川沿いに形成される丘陵地の麓に、大小、数多くの湿地を有しており、知る人ぞ知る「湿地の宝庫」でもあります。

今回は、この東濃地域の湿地群で、最も大きい、瑞浪市の“黒の田東湿地”を紹介します。



東濃地域の湿地は小さなものが多く、開発などにより、その多くが消滅したとされていますが、未だ、1,000箇所以上が残されていると言われており、「東濃・中濃地域湿地群」として、環境省の「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(略称「重要湿地」)に選定されています。

“黒の田東湿地”は、これら東濃地域の湿地群の中では、最大の約2.5ヘクタールの面積を有しており、瑞浪市の最高峰で恵那市との境にある「屏風山」(標高794メートル)から、稜線沿いに南東へ1キロメートルほど下ったところにあり、屏風山への登山道を使って行くことができます。

屏風山への登山道は、いくつも整備されており、恵那市側からも登ることができますが、瑞浪

市稲津の登山口(百曲道)からは、1時間から1時間半程度で、湿地に到着します。

森林の中に、広大な湿地が広がり、鳥の声が絶え間なく響き、自然を満喫できる、素晴らしい水辺の空間が形成されており、「重要湿地」の外に、同じく環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」(略称「重要里地里山」)にも選定されています。

湿地内には、木道が整備されており、サギソウやサワランなどの四季折々のさまざまな湿性植物や、ハッチョウトンボなど湿地に生息する珍しい昆虫を、身近に観察することができます。

瑞浪市内外から、屏風山を含めて、年間5,000名ほどの方が来訪されています。

こうした素晴らしい自然空間は、地域のボランティア団体により保全されており、県でも、清流の国ぎふ 森林・環境税を活用した地域活動支援事業により、その取組みを支援しています。

アクセスは、登山口までは、中央自動車道の瑞浪ICから車で、20～30分程度。

登山口から湿地までは、登山道(※)が整備されていますが、途中、ぬかるんだ場所もあるので、トレッキングシューズ等の着用をお勧めします。

是非、一度、ご来訪ください。



※ 屏風山の登山道案内図は、下記まちづくり団体のホームページ(屏風山紹介ページ)に掲載されています。(明日の稲津を築くまちづくり推進協議会 <http://www.ii-nuts.jp/byobusan>)

## わがまちの環境保全と対策



### 「循環型社会に向け食品ロス削減を考える」

土岐市長 加藤 靖也

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会並びに会員の皆様におかれましては、日頃より産業廃棄物の適正処理と環境の保全に格別のご指導とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市は、岐阜県の東南部に位置し、広大な丘陵地が市街地を取り囲む緑豊かな環境に恵まれ、1300年以上の歴史を有する「美濃焼の街」として、今もその文化を伝えています。また、中央自動車道・東海環状自動車道にインターチェンジを3カ所有しており、高速交通体系の結節点であることから、市を訪れる年間の交流人口は900万人を超え、県内でもトップクラスの交流人口が多いまちでもあります。さらに、イオンモール進出の予定もあり、今後、交流人口の更なる増加が見込まれています。

近年、人口減少や少子高齢化、防災やエネルギー問題への意識の高まり、市民ニーズの多様化など、自治体を取り巻く情勢は大きく変化しております。そういった状況の中で、本市の強みである美濃焼や豊かな自然環境、利便性の高い広域交通網、そして、本市に集う人々といった地域にある多様な資源を活用し、市民一人ひとりの心の豊かさや暮らしのゆとりを叶えることができるよう、まちの将来像である「人と自然と土が織りなす交流文化都市」の実現に向け、取り組んでいます。

取り組みの一つである廃棄物行政については、循環型社会の構築が叫ばれるようになり、廃棄物の適正処理、減量化に向けた施策が多様化する中、本市においては行政と市民が一体となって資源物回収を実施することにより、資源物の分別において大きな成果を得ております。

また、昨今食品ロスによる生ごみ増加も問題となっています。農林水産省によると、食べられるはずなのに捨てられる食品ロスは、平成27年度には国内一年間で約646万トンであったと推計されました。本市においても各家庭、飲食店から食べ残しにより出される生ごみが今後増加すれば、焼却施設への影響が懸念されます。岐阜県が推進している「ぎふ食べきり運動」を、市民、事業者にも周知し、食品ロス削減を一層推し進めることが、ごみの減量化、焼却施設の延命化にもつながるものと考えております。

今後も貴協会のご指導とご協力を賜りながら「循環型社会の構築」に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、ご多幸を心よりお祈り申し上げます。

## 協会ボランティア活動

～関市下之保グラウンド(仮置場)災害廃棄物選別作業について～

6月29日(金)から7月8日(日)にかけて起きた西日本豪雨災害は、岐阜県においても関市、下呂市、郡上市、高山市などに大きな被害をもたらしました。とりわけ、関市では、床上浸水325棟、床下浸水461棟と住民の被害が多い状況となりました。当協会では、県からの当協会に対する災害廃棄物の処理状況の報告や市町村に仲介する用意があること、7月8日に災害救助法が県内13市8町村に適用されたこと等を踏まえ、7月11日付けで岐阜県環境生活部長に対して「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定」にかかわらず協会員による災害廃棄物処理の協力の用意があることを申し入れました。

これに対し、県からは関市下之保グラウンドにおける災害廃棄物仮置場の選別作業の依頼がありました。

豪雨が去ってからは、37℃～38℃の猛暑日が続き、速やかに選別作業を行わないと廃棄物の腐敗等が進み生活環境への悪影響が懸念されたことから県・関市と協議のうえ7月13日(金)から15日(日)にかけて選別作業を行うこととなりました。

協会員の皆様には、11日に依頼してから僅か2日間で体制を整えていただき誠にありがとうございました。

24日には、県庁にて環境生活部長から理事長へ謝辞がありました。

また、8月8日には、関市長から礼状が届けられました。

以下に、活動内容をご報告します。



【県庁にて石原環境生活部長からお礼の言葉を受ける理事長、副理事長】

### 記

- 場所：「下之保グラウンド」(関市下之保3030番地)  
時間：9：00～16：00(但し、13日は関市役所に集合)
- 選別対象災害廃棄物：約2,000m<sup>3</sup>
- ◎ 13日の作業工程
 

9：00	関市役所 1階ロビーに集合 大桑市民環境部長に粥川理事長挨拶 福井生活環境課長がボランティアに対する謝意 粥川理事長挨拶
9：20	関市役所出発
10：00	下之保グラウンド着

- 10：00 関市職員及び岐阜県廃棄物対策課職員の現場説明及び注意事項があった後、作業開始
- 14：15 ダイナマイトを災害廃棄物の中から発見、関市生活環境課長、中濃県事務所環境課長に連絡。中濃県事務所振興課からダイナマイトを離れたところに置くように指示あり、火薬類取締法違反の疑いがあるので関警察署に連絡することを確認。
- 14：30頃 関警察署警察官に状況説明。
- 14：40頃 関警察署から爆発物処理班が下之保グラウンドに到着するのが16時以降となるとの説明を受ける。
- 14：45頃 粥川理事長から作業中止の指示。
- 14：50頃 解散。

- 参加者及び重機提供会員等 参加者 会員…17名、事務局…2名
  - ① (有)正村工建…バックホー1台、トラック(4tダンプ)1台
  - ② (株)國本起業…バックホー1台(はさみ付き)、  
トラック(10tセルフ)1台
  - ③ (株)フィルテック…バックホー1台、  
トラック(4tダンプ)1台

- 県職員立会者 環境生活部 廃棄物対策課 2名

- 仮置場管理者 関市役所 2名

- ◎ 14日の作業工程 9：00 現地集合、粥川理事長挨拶、県・市職員の注意事項  
(猛暑日(気温37℃以上)のため45分間作業の後、15分休憩を取って行うこととする。)

9：00～12：00 選別作業

12：00～13：00 昼食 (関市役所武儀事務所)

13：00～16：00 選別作業

- 参加者及び重機提供会員等 参加者 会員…23名、事務局…2名
  - ① (有)正村工建…バックホー1台、トラック(3tダンプ)1台
  - ② (株)國本起業…バックホー1台(はさみ付き)、  
トラック(10tセルフ)1台
  - ③ (株)フィルテック…バックホー1台、  
トラック(4tダンプ)2台

- 県職員立会者 環境生活部 廃棄物対策課 2名

- 仮置場管理者 関市役所 2名

- ◎ 15日の作業工程 9：00 現地集合、粥川理事長挨拶、県・市職員の注意事項  
(猛暑日(気温37℃以上)のため45分間作業の後、15分休憩を取って行うこととする。)

9：00～12：00 選別作業

12:00～13:00 昼 食 (関市役所武儀事務所)  
 13:00～15:40 選別作業  
 15:40～16:00 撤収準備、粥川理事長挨拶、県・市職員謝辞

- 参加者及び重機提供会員等 参加者 会員…16名、事務局…2名
- ① (株)ライム…バックホー1台(はさみ付き)、  
トラック(4.9t)1台
  - ② (株)大地…バックホー1台、トラック(3tダンプ)1台
  - ③ 丸石(株)…バックホー1台、トラック(3tダンプ)2台
  - ④ (株)フィルテック…バックホー1台、  
トラック(2tダンプ)1台、  
トラック(4tダンプ)1台
- 県職員立会者 環境生活部 廃棄物対策課 2名  
 ○ 仮置場管理者 関市役所 2名

関連写真



【13日、関市役所での出発式】



【13日塗災害廃棄物の処理方針を検討中の協会役員】



【13日：初期段階、手作業で選別を進めている。】



【午後2時過ぎ、木箱に入ったダイナマイト(約10本、導火線・信管付き)を発見し、中濃県事務所を通じて関警察署に通報しました。爆発物処理班が到着するのが、午後4時以降となるということで13日の作業は中止となりました。】

## 協会ボランティア活動



【14日、重機を投入し選別作業が進んでいます。】



【14日、株國本起業から提供していただいた「はさみ付きパワーショベル」】



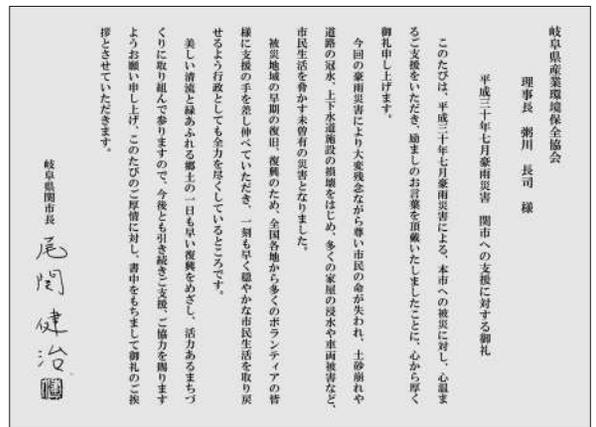
【15日、写真真ん中に白い袋の山がありますが、三日前は災害廃棄物が野積みされていました。現在は、左側と右側に「木くず」、「廃プラスチック」、「紙くず」、「危険物」等に仕分けされています。】



【最後の段階では、釘等の「金属くず」も丁寧に拾い集め、出来る限り現状回復に努めています。】



【解散にあたり、理事長からお礼の言葉がありました。】



【関市長からの礼状】

## 平成30年度第1回労働安全衛生研修会の開催について 「管理・監督者の職務と役割」

### 中央労働災害防止協会中部安全衛生サービスセンター

平成30年7月27日(金)13時からグランヴェール岐山(岐阜市)2階カルチャーホールにおいて、当協会主催の第1回労働安全衛生研修会が参加者59名の下開催されました。

講師は、中央労働災害防止協会 中部安全衛生サービスセンターの戸田<sup>ひろし</sup>準氏で、「管理・監督者の職務と役割」をテーマに行われました。

最初に、高井総務委員長から、産業廃棄物処理業は、他産業と比較して労働災害が多い業種であるため、昨年度から「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画」を策定し労働災害の減少を図っていること、平成31年度の日標は、死亡者0名、4日以上負傷者数を平成24年～26年の実績平均に比して20%以上減少させることを目標としており、このため労働安全衛生研修会も昨年から年2回開催していること等、協会の取組を紹介されました。



戸田講師からは、パワーポイントを基に次のような解説がされました。

#### 労働災害の発生状況と災害未体験時代への対応

- 昭和30年代は、生産第一主義で労働災害による死亡者数が年間6,000人台で推移していた。昭和47年に労働安全衛生法が制定され、昭和53年にKY(危険予知)、昭和57年に指差呼称が制度化され、死亡者数は年間3,000人台で推移した。
- 昭和53年以降平成10年まで死亡者数は、年間2,000～3,000人で推移していたが、欧米の組織(会社)としてMS(マネジメントシステム)やRA(リスクアセスメント)に取り組む制度を導入し、RAについては、労働安全衛生法28条の2により法制度化された。

この結果、平成29年には、死亡者数978人まで減少している。

- 労働災害の死傷者数の原因としては、墜落・転落、挟まれ・巻き込まれが上位を占めているが、平成17年から転倒が多くなってきた。これは、55歳以上の労働者が全労働者(約6,400万人)の30%を占めてきたためであり、こういった労働者の高齢化傾向を念頭に置いておく必要がある。
- 平成29年の労働災害統計の度数率は、全産業1.66に対して、一般・産業廃棄物処理業8.63と高

くなっている。

\*度数率とは、100万時間当たりの労働災害による死傷者数で災害の頻度を表す。

(500人×2000時間(8時間×5日×50週)=100万時間、であるので、

度数率1とは従業員500人の事業場で、年間1人の災害頻度となる。)

- 災害未体験時代への対応としては、法令で安全対策を規制することも限界があることを踏まえ、自社基準に安全の先取りを行った対策を取り組むことである。

具体的には、労働安全衛生法施行規則518条では、2m以上の高所作業では作業床(足場)を設けることとなっているが、1.8mでは法令上必要なくても作業員の経験年数・年齢等を考慮し足場を設ける等安全対策を講じていくことである。

## 安全管理 1 企業経営と安全

- **安全第一** 米国USスチールのゲーリー会長が社長の当時、会社の方針が「生産第一、品質第二、安全第三」であった。ゲーリー氏は、キリスト教徒だったこともあり方針を「安全第一、品質第二、生産第三」に改めた。この結果、労働災害が3割減少し品質も生産も上昇した。
- 日本では、足尾銅山の所長がゲーリー氏の方針を導人し広がっていった。
- **一人ひとりがかげがえのない人** 命がけで仕事をしている訳ではない。

JFEスチールの前身、川崎製鉄水島工場で、ある日一人の社員が労災事故で亡くなった。当時の工場の労働部長Aさんが早速弔問に訪ねると、20代半ばにして未亡人となってしまった奥さんが、涙も涸れ果てて首をうなだれてじっとしている。膝にはまだ事情のよく飲み込めない二人の幼子がまつわりついている。そうした中、Aさんは2時間ばかりお悔やみの言葉を連ねるのだが、奥さんからは何の反応も返ってこない。今日は何を言ってもだめだな、また、出直してこようと席を立ちかけると、今までうつむいていた奥さんが顔をふっと上げて「水島工場では、何人の方が働いておられますか」と聞いたので、Aさんが「一万人です」と答えると、奥さんがさらに言葉を継いで「水島工場にとっては、主人の死によって、一万人の内の一人を失っただけです。しかし、私たちは、...私は、人生の全てを失ってしまいました」この言葉を聞いてAさんは、脳天を叩き割られたような衝撃を覚えた。この奥さんの言葉を聞いて一人ひとりがかけがえのない人なのだ。労働災害は決してあってはならない。ゼロ災でなければならぬと悟り、それからの水島工場は、安全衛生対策に一段と取組み優良事業所に様変わりした。

- 災害コスト調査結果の事例、左前腕切断(障害5級、休業133日)1億2,400万円の災害コストとなる。【内訳：障害手当(36年分)1億1,000万円、会社支出手当金1,000万円、機械の改善経費5万円等】

- 労働災害の発生と事業者の責任

刑事上の責任 労働安全衛生法違反、業務上過失致死傷罪

民事上の責任 不法行為責任や安全配慮義務(労働契約上の債務不履行責任)

行政上の責任 作業停止・許可取消等の行政処分

社会的な責任 企業の信用低下、存在基盤の喪失

• 最近の労災民事賠償の高額判決事案

判決日・裁判所	事故内容	被害程度・認容金額
平成19年10月24日 福岡地裁	製造部全体の指揮監督の他に、竣工した工場の指揮監督も任された製造部長が、残業月80時間、最高で月188時間となり、くも膜下出血で死亡。	死亡 6,200万円
平成20年2月13日 東京地裁	派遣先の工場で製品の検査業務をしていた男性が、作業台から転落し、死亡。	死亡 5,170万円 (派遣元・派遣先の両社が連帯)
平成20年4月28日 大阪地裁 平成23年2月25日 大阪高裁	精密機械メーカーの工場管理者の男性が部署の配転に伴い、12日間連続勤務と61時間の時間外労働等の過重労働により、脳内出血を発症し、意識が戻らない状態。	13,215万円 (介護費用も賠償の対象とした)
平成21年2月16日 鹿児島地裁	長時間勤務(倒れる前6ヶ月の時間外労働が約200時間/月、連続出勤203日)の結果、ファミリーレストラン支配人が心臓発作により低酸素脳症となり意識不明の寝たきり状態。	和解 24,000万円 (症状固定が認定された31歳から余命46年分の介護費用、両親への慰謝料も賠償対象とした)

## 安全管理 2 安全管理者の役割と職務

• 安全管理体制

- ・ 経営トップから各級の管理者までの役割、責任、権限を明確にすること。
- ・ 事業場全体の安全な管理活動
- ・ 権限委譲と責任の所在の明確化
- ・ 生産ライン部門と安全スタッフ部門との密接な連携
- ・ 重層の請負構造の元での関係者の一体的管理体制(建設現場等)

• ブラック企業の公表

(株)電通に勤務していた女性職員が、平成27年12月に過労による鬱病を発症し、自殺したことから厚生労働省は、悪質な労働安全衛生法違反の企業を公表している。

主な違反内容は、①死傷者の報告を労働局に報告しなかった②墜落防止措置をしていなかった③玉掛け等作業資格者の未選定となっている。

【岐阜労働局では、平成30年5月31日現在、11社が公表されている。

公表原因：①高所作業における作業床の不設置3件②機械の不適正使用3件③違法残業2件、労働災害による死傷者報告違反1件、作業主任者未選定1件、保護具不使用1件】

- 高所作業(2 m以上)による事故が多いことを踏まえ、労働安全衛生法令の改正が予定されている。具体的には、作業床を設けることが出来ない場合に使用する「安全带」(労働安全衛生法施行令13条3項28号)は、「墜落制止用器具」という名称に改め、6.75mを超える高さの箇所で使用される墜落制止用器具は、ハーネス型のものでなければならなくなる。

また、ハーネス型の墜落制止用器具の使用は、特別教育の対象となり6時間の教育が必要となる(施行予定日は、平成31年2月1日から)。

## • 安全衛生管理者の職務

- イ 建築物、設備、作業場所、作業方法に危険がある場合の措置等  
職場巡視、リスクアセスメントを行い機械設備等の「物の面」、作業行動の「人の面」の両面の安全化を進める。
- ロ 安全装置、保護具の定期的点検等  
点検基準、取替基準を遵守し作業員に対しては、必要な保護具を配備するとともに正しく着用されたか管理する。特に、保護具の有効期間等についても管理を行う。
- ハ 安全教育訓練の実施  
安全教育訓練について計画を作成し、効果的に実施する。
- ニ 労働災害原因の調査及び対策の検討  
災害調査を実施し、再発防止対策を樹立するとともに根本原因を探り、他の職場に水平展開を図る。
- ホ 消火及び避難訓練  
「防災の日」(9月1日)等に、消防署等関係機関と協力し避難訓練を実施する。
- ヘ 作業主任者の指導  
作業主任者、安全衛生推進者・担当者等に対して、助言・指導をする。
- ト 安全に関する資料収集及び重要事項の記録  
外部の説明会等へ出席したり関係資料の入手等により、各種情報の収集に努める。  
また、重要な文書、記録を保存する。  
【中央労働災害防止協会「安全衛生情報センター」の活用が有効。】
- チ 構内の下請業者の指導  
朝のミーティング等定期的に密接な連携の構築、協議会の設置、下請け業者への指導援助を図り、親会社がリーダーシップをとり、構内事業場を一体として総合的な安全管理を進める。

## 安全管理 3 総合的安全衛生管理の進め方

- 製造業の元方事業者(親企業)は、「作業の連絡調整及び合図の統一」をしなければならない。(労働安全衛生法30条の2)  
労働安全衛生法30条の2の改正により、「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」(平成18.8.1基発第0801010号)が示された。
- 総合的安全衛生管理の必要性  
最近の企業形態(分社化・業務請負)や雇用形態(派遣)により作業が「重層構造」となり、契約が数次の請負人で形成されている。このため、作業員同志のコミュニケーションが難しく、連絡調整が不十分なことに起因する事故が発生しやすい。

元方事業者の災害発生率は、5.09(年千人率)、一方、関係請負人の災害発生率は、11.32となっている(厚生労働省平成16年報告)。

• 元方事業者が実施すべき事項

- ①総合的な安全衛生管理のための体制の確立及び計画的な実施
- ②作業間の連絡調整の実施(朝のミーティングによる作業工程の連絡・調整)
- ③関係請負人との協議を行う場の設置及び運営
- ④作業場所の巡視
- ⑤関係請負人が実施する安全衛生教育に対する指導援助
- ⑥クレーン等の運転についての合図の統一等
- ⑦元方事業者による関係請負人の把握等
- ⑧機械等を使用させて作業を行わせる場合の措置
- ⑨危険性及び有害性等の情報の提供
- ⑩作業環境管理
- ⑪健康管理
- ⑫その他請負に伴う実施事項

• 化学設備、化学物質

化学設備の改造、改修等に当たっての措置 発注者から請負人に対し文書交付が必要

交付文書(SDS)

- ・ 化学物質の危険性・有害性
- ・ 作業について注意すべき事項
- ・ 発注者の講じた措置等の情報
- ・ 事故発生時の応急措置

• FRP(繊維強化プラスチック)製塩酸タンクの腐食による事故例

1 災害の概要

災害発生事業場では、銅板の錆を落とすための洗浄液として使用する塩酸の貯蔵タンクを屋外に設置しており、移設する工事を行っていた。当該工事において、2基のタンク(地上設置)と別の塩酸タンク(FRP製)の配管を撤去するにあたり、下請事業者の作業員Aは、同タンク(FRP製)付属のはしごを使用してタンク上部に登り、配管接続部に移動しようとしたところ、タンク上部が(紫外線等により劣化していたため)割れ、タンク内に墜落した。同僚の作業員BがAを救助しようとタンクの上部に乗ったところ、作業員Bも墜落した。

2 被害状況 2名死亡

3 設備 塩酸タンク内にあった塩酸は、濃度35%、深さが2mであった。  
タンクは、10年間使用。

4 発注者責任 労働安全衛生法119条1号、労働安全衛生法31条の2により、化学物質製造設備での改造を行う場合、注文者は、請負人の労働災害防止のための必要な措置を講ずる義務違反、労働安全衛生法施行規則276条による化学設備等の2年以内に1回の定期点検違反により、担当部長、担当課長が書類送検された。

• 化学物質管理のあり方の見直し

労働安全衛生法が改正され(平成26.6.25公布、平成28.6.1施行)8物質については、製造禁止となり、663物質についてSDS(安全データシート)の交付及びRA(リスクアセスメント)が義務付けられた。

## 安全管理 4 安全活動

### • 安全衛生活動実施状況

4 S…73.3%、安全パトロール…51.6%、喫煙室の設置…47.1%、資格取得の促進…40.4%  
交通災害防止対策…37.9%、危険予知活動…34.6%、職場体操…25.6%等となっている。

### ビデオ上映(上映時間20分)

### • “職場巡視”ビデオの内容まとめ

- 1 (想定で)事故を起こさせてみる。…見えないリスクを想定して見つけ出すこと。
- 2 見えないものを見る。…事前情報や法規の活用で正しい職場のイメージを持つこと。  
(ビデオでは、プレスの金型取り付け作業において特別教育の必要があることを啓示。)
- 3 物の姿から行動を考える。…物の状態から作業者の行動や作業姿勢を考えること。
- 4 定常作業から非定常作業を考える。…作業全体の流れを把握して職場巡視を行うこと。  
(ビデオでは、付帯作業、異常処理作業を想定しておくことの必要性を啓示。)
- 5 不安全行動を考える。…不安全行動に結びつく背景となる要因を考えること。  
(ビデオでは、人間の本性ともいべき「近道反応」による通路の乗り越えによる不安全行動を啓示。)
- 6 現象から背景を考える。…不安全行動の原因を幅広い視野で考えること。  
(講師から、シンナー(トルエン)の取り扱い時において、軍手で作業することの危険性を啓示。シンナーは、皮膚から浸透して健康被害をもたらすのでゴム手袋で作業することが必要。)

### • 安全パトロール(職場巡視)

・安全衛生規則6条(安全衛生管理者の巡視及び権限の付与)

第6条 安全管理者は、作業場を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

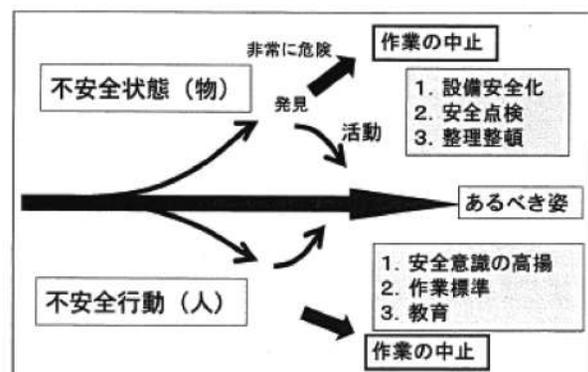
2 事業者は、安全管理者に対し、安全に関する措置をなし得る権限を与えなければならない。

### • 職場巡視の視点

労働災害は、不安全状態(物・設備等)と不安全行動(人)から起こるものであるので早期に発見して、**あるべき姿**にすることが重要。

### • 安全パトロールの心構え

- ① どんなことでも見落とさないという厳しい姿勢で行う。
- ② 良いところは、評価する。



- ③ あらさがし的な態度や方法は避ける。
- ④ すぐに出来ることは、その場で是正させる。
- ⑤ 対話を通じ、どんな危険が潜んでいるか認識させる。
- ⑥ 職場の安全水準を頭にに入れて指導する。
- ⑦ 不安全行動が生ずる背後の原因を把握する。

・危険予知活動(KYK)

・危険回避手法

話し合い … こんな危険が、あんな危険も



行動目標を決める … こうしよう



指差し呼称 … ○○ヨシ!

《ウツカリ》《ボンヤリ》《勘違い》《近道・省略行為》の防止対策

・不安全行動：人のミス(ヒューマンエラー)

判断の甘さ、焦り、情報処理の誤り、思い込み、習慣的な動作、注意力の低下等による。  
人間には、注意の選択性がある。(注意力には、個人差がある。)

**HE:注意の選択性:注意力**

これは、何に見えますか？



一方だけをイメージしている間は、それにしか見えませんが、二通りの絵を見つけ出せれば、その後は、どちらも交互に自由に見ることができます。

【解説：左側の図は、①鳥がくちばしを開いた図、②ウサギが左方向を向いた図、右側の図は、①若い婦人が右側を向いた図、②老婆があごを引き上目遣いになっている図(若い婦人の場合の耳の部分が目、あごの部分が鼻、首の部分のネクレスが目)に見える。

研修会場においては、老婆に見えた受講者が6人、残り54人が若い婦人、両方見えた者は、9人という状況であった。】

・危険予知訓練(活動)の進め方

- ・ある確率で、人は必ずミスをする！

ヒューマンエラーは、人間本来の特性に起因するため、エラーを減らすことは可能だが、完全に無くすことはできない。

・危険予知訓練(活動)の進め方

ラウンド	内 容	訓練の進め方
第1R 現状把握	どんな危険が潜んでいるか	現場の中に潜む危険を見つけ、メンバーが共有する。(量)
第2R 本質追究	これが危険のポイントだ	重要な危険をメンバーの合意で決定し危険のポイントとする。(質)

第3 R 対策樹立	あなたなら どうする	危険のポイントを解決するための対策を考え合う。 (量)
第4 R 目標設定	私たちは こうする	対策の中から今すぐ実行でき効果が大きい重点実施 項目をメンバーの合意で決定し、チーム行動目標を 設定する。(質)

## ・健康問いかけKY

### ・健康不調に起因する労働災害の防止

作業者の体調不良に起因する労働災害は、決して少なくない。部下一人一人の健康に強い関心を持ち、その健康を願うことは、監督者の基本姿勢であると同時に、職場の安全・健康確保のためにも大切なことである。

#### 1 健康自己チェック

出勤時に一人一人が自己チェックを行い、その結果を監督者に提出する。

#### 2 監督者による部下の健康観察

時々刻々と変化する部下の健康状態を、監督者は日頃からよく観察する。

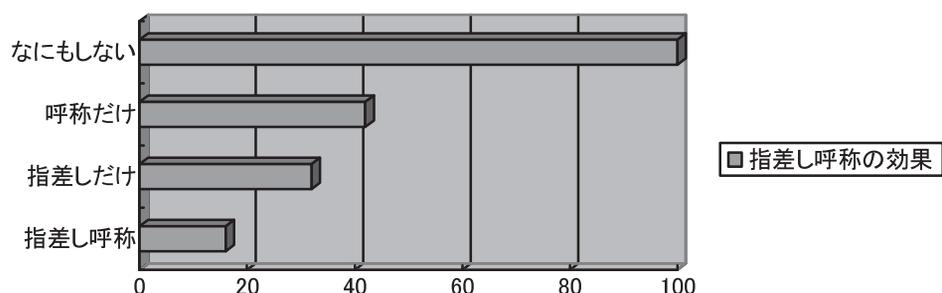
観察のポイント①姿勢 ②動作 ③顔・表情 ④目 ⑤会話・声

#### 3 監督者による部下への健康問いかけ

普段と様子が違う部下に対し、観察した内容と合わせて具体的に問いかける。

## ・指差し呼称の効果

ボタンの押し誤り(「なにもしない」場合を100%とした「平成6年鉄道総合技術研究所」)  
なにもしない場合…2.38回(100%)、呼称だけ…1.00回(42%)、  
指差しだけ…0.75回(32%)、指差し呼称…0.38回(16%)



## ・ヒヤリ・ハット活動

### ・ハインリッヒの法則

重大な事故1件につき、軽傷な事故29件、ヒヤリ・ハット事故300件がある。

このため、ヒヤリハット事例を収集分析し、災害要因に適切な手を打つ「安全先取り」、活動体験した危険を報告して、「情報を共有化」することが大切である。

## ・いつも心に4S(5S)を

整理のS … いる物といない物を分け、いない物を処分する。

整頓のS … いる物を決められた場所に、使いやすい状態で収納する。

- 清掃のS … 毎日きちんと掃除し、ゴミ、ホコリ、汚れを取り除く。
- 清潔のS … 衣服や作業場を、いつもきれいにしておく。
- 躰のS … 決められたことを守る。

4 Sが悪いと、①材料や資源の無駄 ②時間のロス ③誤操作 ④ケガや職業病の発生  
⑤信用の失墜 が生じる。

・整頓の3定

- 1 《定位》
  - ① 「定められた場所に」
  - ② 場所表示
- 2 《定品》
  - ① 「定められたモノを」
  - ② 品目表示
- 3 《定量》
  - ① 「定められた量だけ」
  - ② 量表示

・整頓の3定+3定=6定

- 1 定名=誰が担当なのかを決める。
- 2 定日=いつ するのか(例：作業終了、点検日)
- 3 定法=手順書(必要な場合)

事例       【6定看板】を備えて確認

位	〇〇工場 R F50塗装用工具置場			
定 品 定 量	・ハンマー …	1	・ニッパ …	1
	・エアークランプ…	1	・ペンチ …	2
	・イワタカップ…	1	・プラスドライバー …	2
	・ストップウォッチ…	1	・マイナスドライバー …	2
	・メジャー …	2	・スパナ …	4
	・パイプレンチ…	2	・モンキー …	2
定 名	高見副主任			
定 日	作業終了時			
定 法	工具点検表による			

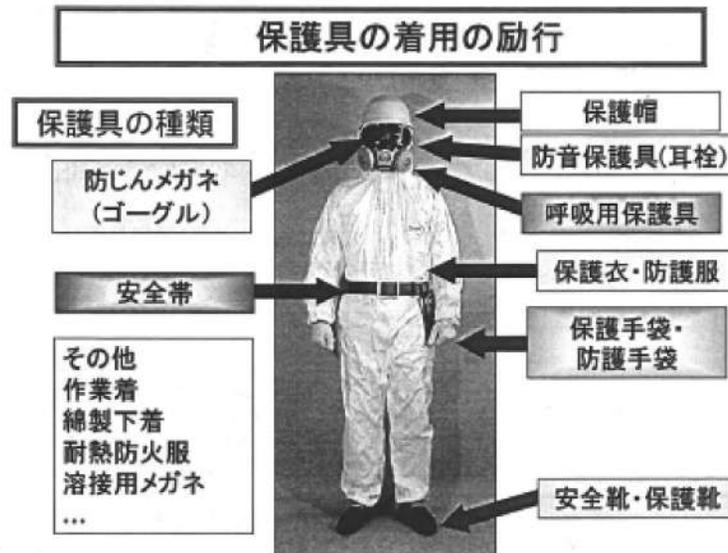
・非常作業における労働災害発生状況

平成12～24年に発生した死亡災害の59%は、非常作業中に発生

非常作業とは、トラブル対処作業時+保全、設備立ち上げ作業、試作・研究開発作業、建設作業をいう。

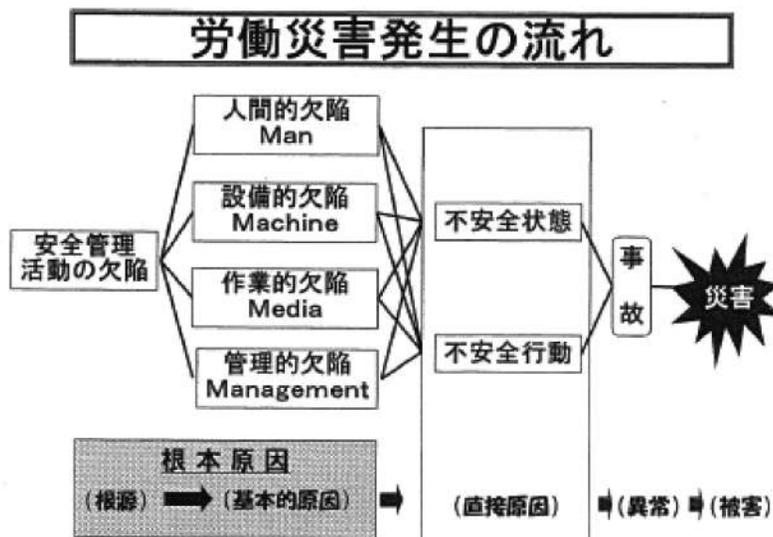
# 労働安全衛生

- ・ 保護具の着用の励行



## 安全管理 5 労働災害の原因の調査と再発防止対策

- ・ 労働災害発生の流れ



- ・ 労働災害の根本(基本)原因としての4M

Man (人間)	①心理的原因：場面行動(ゴミを取り除こうとして、そのことに集中して、手を出してしまう)、忘却、周縁的行動(いつもの癖が出る)、考え事(悩み事)、無意識行動、危険感覚、近道反応、省略行為、憶測判断、錯誤 等 ②生理的要因：疲労、睡眠不足、身体測定、アルコール、疾病、加齢 等 ③職場的原因：職場の人間関係、リーダーシップ、チームワーク、コミュニケーション 等
Machine (設備一般)	①機械・設備の設計上の欠陥 ②危険防護の不良 ③本質安全化の不足(人間工学的配慮の不足) ④標準化の不足 ⑤機械設備の不足 等

Media (作業環境)	①作業情報の不適切 ③作業方法の不適切 ⑤作業環境条件の不良 等	②作業姿勢、作業動作の欠陥 ④作業空間の不良
Management (管理)	①管理組織の欠陥 ③安全管理計画の不良 ⑤部下に対する監督・指導の不足 ⑦健康管理の不良 等	②規定・マニュアルの不備・不徹底 ④教育・訓練の不足 ⑥適正配置の不十分

• 4 E分析(対策の立案)

1 Education : 教育・訓練

業務遂行のために必要な能力、意識を向上させるための方策

2 Engineering : 技術・工学

安全性を向上させるための設備、方法の技術的な方策

3 Enforcement : 指導・徹底

業務を確実に実施するための強化・徹底に関する方策

4 Example : 事例・対策・規範

具体的な事例を示す方策

• 4 M 4 E表を作成して対策を行う

	Man 人	Machine 設備・物	Media 作業・環境	Management 管理
要因	① 災害の発生状況から災害の要因を洗い出す			
Education 教育・訓練				
Engineering 技術・工学	② それぞれの要因に対して、対策案を出す			
Enforcement 指導・徹底	留意点：要因1つに対して、最低1つの対策案			
Example 事例・対策・規範				

• 災害調査の目的と再発防止、再発防止策の水平展開

①災害調査は、災害の原因などを明らかにし、再発防止を図ることが主眼。責任追及が本旨ではない。

②災害調査は、直接原因(不安全な状態と不安全な行動)を発見し、その背後にある根本原因を明らかにして、対策を立てることにある。

③災害調査の実施によって判明する事実には、災害の原因だけでなく、職場全体の作業工程や人間関係にまで及ぶ諸要因が含まれる。

再発防止策を立てた後は、

- 災害発生報告書及び類似災害発生防止対策を全部門へ周知させること

- ・各部門長に対し、類似災害発生防止対策を実施させ、その結果を報告させること
- ・労働災害事例の活用  
厚生労働省のHP：「職場の安全サイト」(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)を活用することも有効である。

以上の説明の後、10分間の休憩をはさんで職場巡視の演習が行われました。

演習は、4人を一組とした15グループに分け、機械工場の作業工程の図を基に「職場巡視」をした場合の不安全行動(人)と不安全状態(機械設備)を指摘し、根本原因を発見して安全対策を行う内容でした。



【演習風景】

最後に、事例発表を行い第3グループからは、物置・棚の整理整頓、倒壊防止関係の発表が、第10グループからは、**災害原因**としてクレーン関係においてリモコン表示が東西南北となっておらず、どちらに動くか確認できないこと**災害プロセス**として確認しないでクレーンを動かした場合、誤って近くの作業員に激突すること**根本的要因**として①人間の「大丈夫」という先人観②機械・設備の標準化の不足③作業情報の不適切④規程・マニュアルの不備があること**関係する法令**は、ないこと等が発表されました。

戸田講師を始め受講者の皆さんは、予定時間を過ぎたにもかかわらず熱心に議論されました。

## 〈(一社)岐阜県産業環境保全協会〉

### ○理事会の開催

「第2回理事会」

平成30年度第2回理事会が、平成30年9月28日(金)に「OKBふれあい会館」で開催されました。

最初に報告事項として次のことが報告されました。

#### (1) 会議報告

- (公社)全国産業資源循環連合会平成30年度第1回最終処分部会運営委員会(5月14日開催)
- (公社)全国産業資源循環連合会第8回定時総会(6月15日開催)
- (公社)全国産業資源循環連合会第40回理事会(7月10日開催)
- (公社)全国産業資源循環連合会中部地域協議会平成30年度第1回会長・理事長会議(7月11日開催)
- (公社)全国産業資源循環連合会中部地域協議会平成30年度第1回全体会議(7月11日開催)
- (公社)全国産業資源循環連合会平成30年度第1回全国正会員事務局責任者会議(7月26日開催)
- 第10回大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会幹事会(8月29日開催)
- (公社)全国産業資源循環連合会中部地域協議会平成30年度災害廃棄物支援協定担当者会議(9月3日開催)
- 平成30年度第1回岐阜県PCB処理推進連絡会(9月19日開催)

#### (2) 委員会報告

- 総務委員会  
平成30年度第2回委員会(7月24日開催)
- 研修指導委員会

平成30年度第2回委員会(7月24日開催)

- 広報編集委員会

平成30年度第2回委員会(7月25日開催)

- 適正処理委員会

平成30年度第2回委員会(7月25日開催)

#### (3) 青年部会報告

- 役員会(6月7日、7月11日、8月8日、8月31日開催)
- 全産連青年部協議会第19回通常総会(6月14日開催)
- 全産連青年部協議会中部ブロック「環境美化活動&交流会」への参加(7月27日開催)

続いて、次の議案について審議が行われました。

第1号議案 岐阜県・岐阜市と協会との懇談会における議題(要望事項)について

原案のとおり可決承認されました。

第2号議案 協会事業継続計画(BCP)の策定について

議長は、「第2号議案」という形で協会BCP(案)が提出されているので、採決を行いたい。なお、採決の結果可決されても、計画BCP案をそのまま認めるものではない旨を発言のうえ承認する者の挙手を求めたところ、挙手多数となりました。

なお、議長は採決の後、議論された内容を十分踏まえて、もう一度、協会BCP(案)の内容を見直すようにとの発言をされました。

第3号議案 新規加入会員の承認について原案のとおり可決承認されました。

その後、「産業廃棄物対策基金の運用状況」、「平成30年度予算の流用及び予備費の充用」、「会計収支報告(7月末)」について説明報告が

行われました。



第2回理事会

## ○委員会の開催

- 総務委員会(7月24日開催)

第2回労働安全衛生研修会の開催について協議を行い、「危険ゼロをめざすリスクアセスメントの実践」というテーマで講演と演習を11月20日(火)にグランヴェール岐山で開催することとなりました。次に、岐阜県・岐阜市と協会との懇談会における要望事項について協議を行い、委員からの新規提案及び昨年度の要望事項等を中心に事務局でとりまとめ、理事会で審議することとなりました。

また、「平成30年度第1回労働安全衛生研修会」、「平成29年労働災害統計と労働災害防止計画の取組方針」及び「設立30周年記念事業計画(案)」について事務局から報告がありました。

- 研修指導委員会(7月24日開催)

産業廃棄物関係法令等研修会の開催について協議を行い、今年度も岐阜県に講師を依頼し、「廃棄物処理法改正のポイント」をテーマとしてホテルグランヴェール岐山で開催することとなりました。次に、岐阜県・岐阜市と協会との懇談会における要望事項について協議を行い、7月に行った関市災害廃棄物仮置場でのボランティア活動を踏まえた内容を織り込む等昨年度の要望事項等を見直し事務局

でとりまとめ、理事会で要望事項を審議することとなりました。

また、7月20日(金)に行われた「先進的処理施設等視察研修会の開催結果」、「設立30周年記念事業計画(案)」について事務局から報告がありました。

- 広報編集委員会(7月25日開催)

協会報「ぎふ環境保全」第116号の編集方針について協議を行い、事務局案に基づき進めることとしました。次に、2019年版協会カレンダーの作成について協議を行い、2018年版とほぼ同じ方針で作成することとされました。

また、岐阜県・岐阜市と協会との懇談会における要望事項について協議を行い、昨年度の要望事項等を中心に事務局でとりまとめ、第2回理事会で要望事項等を審議することとなりました。

その他、「設立30周年記念事業計画(案)」について事務局から報告がありました。

- 適正処理委員会(7月25日開催)

堀義博前委員長が6月22日に退任されたので、杉下副委員長が議長となり委員長、副委員長の選任が行われました。その結果、杉下武夫副委員長が委員長に、河野委員が副委員長に選任されました。

委員会委員の構成は、次のとおりです。

委員長	杉下 武夫
副委員長	河野 勝二
委員	卓野 哲郎
〃	纈瀬 和人
〃	高木 雅浩
〃	松野 守男
〃	宮崎 進
〃	山下 八起

引き続き、巡回指導・パトロールの実施計画について協議を行い、中濃地区は8月31日(金)、西濃(揖斐)地区は9月7日(金)に行うこととされました。

次に、電子マニフェスト操作体験セミナーの開催を、8月1日(水)に大垣市のソフトピアジャパン、ドリームコアで行うこと、電子マニフェストの普及率が平成29年度末で53%となっており、岐阜県もほぼ同じの53.5%の普及率であるとの報告がありました。

また、岐阜県・岐阜市と協会との懇談会における要望事項について協議を行い、昨年度の要望事項等を中心に事務局でとりまとめ、第2回理事会で要望事項等を審議することとなりました。

その他、「設立30周年記念事業計画(案)」について事務局から報告がありました。

## ○研修指導委員会の活動

### 先進的処理施設等視察の実施

平成30年7月20日(金)に京都市伏見区にある「光アスコン(株)」を視察しました。

最初に、李取締役から説明があり、光アスコン(株)は、昭和54年10月に光舗道(株)の合材プラントから独立し40年になる。道路舗装工事から排出されるアスファルトがらやコンクリートがらを再生して、リサイクル合材や砕石を製品化している。

平成23年には、医療系産業廃棄物等を処理する焼却炉建屋が完成した。医療系産業廃棄物の処理業務は、近畿圏でかなりのシェアを占めており、京都府・滋賀県に多くの顧客を有している。

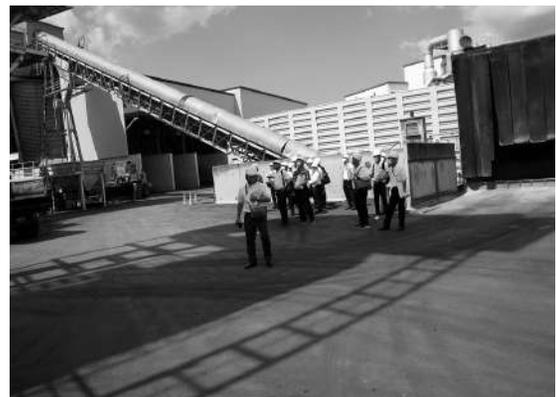
また、平成17年には、廃プラスチックや紙くず等を再利用するRPF工場を完成させ、三工場体制で運営しているとの説明がありました。

次に、井上社長室長からビデオにてアスコンセンター、クリーンセンター及びRPFセンターの説明がありました。外国人技能研修も行っておりJICAの委託事業で中南米、アジアやドミニカから研修生を受け入れてい

るそうです。

引き続き、破砕機を納入している佐賀県武雄市に本社がある(株)中山鉄工所の名古屋営業所長から破砕選別施設の説明がありました。なお、ロールクラッシャーの設備については、当協会の会員である(株)カンチにも納入されているとのことでした。

参加者は、事務局を含め31名で「月桂冠大倉記念館」の施設見学もありました。



光アスコンの説明、構内視察

## ○適正処理委員会の活動

### 電子マニフェスト操作体験セミナーの実施

平成30年8月1日(水)に「電子マニフェスト操作体験セミナー」を大垣市内のソフトピアジャパンセンター・ドリームコアで開催しました。

セミナーは、インターネットに接続されたパソコンで電子マニフェストのデモシステムを利用して、排出事業者の操作、収集運搬業

者の操作、処分事業者の操作、共通の操作を体験しながら行われました。

インストラクターは、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターの瀬崎秀五氏が担当され、セミナーには、県内を始め愛知県、三重県、富山県から22名の方々が参加されました。

### 巡回指導・パトロールの実施

巡回指導事業は、会員企業の事業所を訪問し、産業廃棄物処理の状況をお聞きしたり、施設等を確認させていただくことにより、協会の信頼性を向上させていくことを目的に、適正処理委員会が毎年実施しているものです。今年度は、中濃地域(中濃県事務所管内)と西濃地域(揖斐県事務所管内)で実施しました。また、巡回指導に合わせ、パトロール事業として不法投棄事案のある現地調査等を行いました。

### 【中濃地域】 8月31日(金)

参加委員 杉下武夫委員長、草野哲郎委員、瀬瀬和人委員、高木雅浩委員、松野守男委員、渡邊千晃氏(宮崎進委員代理)、山下八起委員、訪問先等

#### 松田産業(株) 関工場

関市内で、廃プラスチック、金属くず等の中間処理を行っておられる事業所を訪問しました。小泉工場長から、会社の概要と業務内容について説明をいただき、施設内での破碎



松田産業(株)

処理の作業工程を見学させていただきました。半導体基板から貴金属(金、銀、プラチナ等)を採取する事業が主なため、人退場時には手荷物検査等があり、厳しいセキュリティーチェックとなっていました。

#### (株)ミダック 関事業所

関市内で、廃酸・廃アルカリの中間処理をしておられる事業所を訪問しました。

後藤所長から、会社の概要等を説明していただいた後、廃酸・廃アルカリを処理するための脱水、中和、生物反応処理工程を見学しました。



(株)ミダック

### 美濃市曾代地区内の産業廃棄物不法投棄事案の視察

平成8年に処分業許可を取得した業者が、処理能力以上に廃プラスチック・廃タイヤ等を受け入れ、野積みした現場で、平成9年に



美濃市の不法投棄現場

は、措置命令を出し、焼却灰等の撤去を行政代執行により行った。これまでに排出事業者、地元住民等の協力で撤去されたが、なお10,900㎡の残存量がある。当事者である有限会社は、登記簿上は存在しているものの、実質的に稼働しておらず対応に苦慮していると中濃県事務所環境課から説明を受けました。

### 中濃県事務所との意見交換

中濃総合庁舎会議室で、各務環境課長、鈴木技術課長補佐と管内の廃棄物処理行政について、意見交換を行いました。管内の不法投棄案件(9件)について状況を説明していただきました。不法投棄を契機として地元の要望により現場近くの河川水の水質検査を毎月行っているが、水質も落ち着いてきており見直しが必要であると考えている等の意見がありました。

【揖斐地域】 9月7日(金)

参加委員 杉下武夫委員長、草野哲郎委員、高木雅浩委員、渡邊千見氏(宮崎進委員代理)  
訪問先等

(株)東海リード

大野町内で、建設系産業廃棄物等の中間処理をしておられる事業所を訪問しました。主として、建設系のがれき等を破碎して再生砕石(RC40、RC30)を生産する工程と建設汚



(株)東海リード

泥を脱水・固化して土壤改良土を生産する工程から成り立っています。

山中代表取締役から、会社の概要と業務内容について説明をいただきました。

### 揖斐郡森林組合

揖斐川町内で、木くず等を中間処理しておられる揖斐郡森林組合を訪問しました。主として、剪定木や建設現場から発生した立木を破碎し篩にかけて、バイオマス発電燃料や製紙会社におけるボイラーの燃料として販売されています。

長谷川参事、寺田業務課長等から、会社の概要と業務内容について説明をいただきました。



揖斐郡森林組合

### 揖斐川町谷汲名礼地内の産業廃棄物不法投棄事案の視察

平成10年に前事業者から土地及び焼却施設を購入し産業廃棄物処分業を行ったが、その土地に廃タイヤ(約30万本)、廃プラスチック(約340㎡)、焼却灰(約560㎡)が放置された。一部は撤去されたものの、現在廃タイヤ約28万本が放置されたままである。不法投棄・不適正処理を行った株式会社は、現在「みなし解散法人」となっており清算活動しか出来なくなっているととも代表者等が不明であるので対応に苦慮しているとの説明が、県廃棄物対策課山田課長補佐からありました。



揖斐川町谷汲内不法投棄現場

## 揖斐県事務所との意見交換

揖斐総合庁舎会議室で、揖斐県事務所環境課山内課長等から管内における不適正事案の状況について説明を受けました。委員からは、谷汲名礼地内の不法投棄に関して自然発火の怖れとその対応策について質問がありました。

揖斐県事務所環境課からは、過去には監視カメラを設置していたが人の出入りがなくなったこと新たな廃棄物の持ち込みがなくなったことから、現在カメラは撤去されているが、職員や委託業者のパトロールで引き続き監視してまいりたいとの説明がありました。

## 〈(公社)全国産業資源循環連合会〉

### ○第40回理事会

平成30年7月10日(火)に、第40回理事会が東京都内の全国産業資源循環連合会会議室で開催され、「地域協議会役員について」、「委員会委員及び部会運営委員等の選任について」等が協議され、当協会からは、粥川理事長が中部地域協議会副会長及びマニフェスト推進委員会委員長に、澤田副理事長が最終処分部会運営委員会委員に、伊藤専務理事がマニフェスト推進委員会委員に就任されました。

当協会からは、粥川理事長が出席しました。

### ○ 全国正会員事務局責任者会議

平成30年7月26日(木)に、平成30年度第1回事務局責任者会議が東京都内の「アジュール竹芝」で開催され、「平成30年度事業計画骨子」、「産業廃棄物処理業における人材育成について」、「労働災害防止計画の平成30年度事業方針について」、「税制改正要望に関する周知等について」等が協議されました。

当協会からは、伊藤専務理事と佐藤事務局長が参加しました。

## 〈中部地域協議会〉

### ○平成30年度第1回会長・理事長会議

平成30年7月11日(水)に、平成30年度中部地域協議会第1回会長・理事長会議が、焼津市内のホテルアンピア松風閣で開催され、会長・理事長の意見交換等が行われました。この会議には、粥川理事長が出席しました。

### ○平成30年度第1回全体会議

平成30年7月11日(水)に、平成30年度中部地域協議会第1回全体会議が、焼津市で開催され、中部四県の正副会長、理事長、理事等が参加し、「平成29年度事業報告」、「平成29年度収支決算報告及び監査報告」、「平成30年度事業計画」等について協議が行われました。この会議には、粥川理事長、澤田副理事長、丹羽副理事長、伊藤専務理事が出席しました。

### ○平成30年度災害廃棄物支援協定 担当者会議

平成30年9月3日(月)に、平成30年度災害廃棄物支援協定担当者会議が愛知県産業廃棄物協会で開催され、静岡県協会、愛知県協会、三重県協会の専務理事及び担当者が意見交換を行いました。

この会議には、伊藤専務理事と佐藤事務局長が出席しました。

〈その他〉

○産業廃棄物処理関係講習会の開催  
 (公財)日本産業廃棄物処理振興センターが主催し、当協会が協力する方法で開催している講習会の開催結果をお知らせします。

【特別管理産業廃棄物管理責任者の講習会】

日時・場所 7月11日(水)  
 OKBふれあい会館  
 受講者 118名

【更新にかかる産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理収集運搬課程の講習会】

日時・場所 7月12日(木)  
 OKBふれあい会館  
 受講者 122名

【新規にかかる産業廃棄物処理収集運搬課程の講習会】

日時・場所 9月11日(火)～12日(水)  
 OKBふれあい会館  
 受講者 112名

### 新規加入会員の紹介

加入日	会 員 名 代 表 者 職 氏 名	住 電 話 番 所 号	会 員 区 分
9月28日	(株)アルト 代表取締役 坂下明義	〒939-3555 富山県富山市水橋市田袋280番地 ☎076-478-5388	正 会 員
9月28日	中央電力(株) 代表取締役 中村誠司	〒541-0041 大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル23階 ☎06-7731-2000	賛 助 会 員
9月28日	岐阜県自動車車体整備協同組合 理事長 平野将告	〒501-6192 岐阜市日置江2648番地4 ☎058-270-0820	賛 助 会 員

### 優良産業廃棄物処理業者認定会員の紹介

会 員 名	住 所	電 話	認 定 年 月 日	許 可 区 分
(株)アルト	〒939-3555 富山県富山市 水橋市田袋280番地	(076) 478-5388	平成28年9月29日	岐阜県 ・産業廃棄物 収集運搬

### 会員数の状況

正 会 員	2 8 7
賛 助 会 員	6 4
特 別 会 員	2
合 計	3 5 3

(平成30年9月30日現在)

## 〈青年部会の動向～未来人～〉

○役員会の開催を次のとおり行いました。

平成30年度第2回～第4回役員会

(7月11日、8月8日、8月31日開催)

第2回議題：①視察研修事業について

(日程・見学先)

②新規会員承認について

③西日本豪雨災害の被災地(関市)支援事業に対する参加について

第3回議題：①青年部会視察研修事業について(日程・見学先等の決定)

②その他

第4回議題：①青年部会視察研修事業について(費用負担・案内)

②岐阜市まるごと環境フェア出展について

○中部ブロック環境美化事業への参加について

7月27日(金)に全国産業資源循環連合会青年部協議会中部ブロックの環境美化事業が開催されました。

当日は、三重県津市の香良洲海岸にて、海岸清掃をしました。海水浴場ということもあり、ペットボトルや空き缶などはもちろんですが、発泡スチロールや、タイヤなども落ちていました。

一時間程かけて集めたゴミを香良洲エコステーションへ持ち込み、種類ごとに分け回収

していただきました。

海岸清掃終了後には交流会も開催され、海の家「なお家」にて、海鮮バーベキューを楽しみました。



○環境フェアへの参加について

### 環境フェアへ出展します！

「第17回岐阜市まるごと環境フェア」に今年も青年部がブースを出展します。

出展日は11月11日(日)、場所は岐阜市内の「みんなの森 ぎふメディアコスモス」です。

今年は、産業廃棄物処理フローパネル、リサイクル品の展示をし、来場者に、その中からいくつか問題を出題をします。答えていただいた方には、素敵なノベルティグッズを用意しています。もちろん、お子さん用の景品も用意しています。

多数のご来場お待ちしております。

## 協会報への広告掲載募集

当協会では、協会報「ぎふ環境保全」(年4回)及び「協会要覧」(年1回)を発行しており、これに掲載する広告を募集しています。広告は協会報を通じて直接、読者の目に留まるほか、平成23年度からは協会のホームページからアクセスして最新号及びバックナンバーでも閲覧できるようになっており、こちらでも広告の効果が高まっています。

是非、貴社の営業広告やイメージアップ広告としてご活用ください。なお、掲載料金は下記のようになっています。掲載の申込みは協会事務局にご相談ください。

掲 載 面	印刷形態	料 金 ( )は会員外の掲載
表紙の裏面及び裏表紙の裏面	カ ラ ー	30,000円 (40,000円)
	モ ノ ク ロ	20,000円 (30,000円)
裏 表 紙	カラーのみ	40,000円 (50,000円)
本 文 中	カ ラ ー	30,000円 (40,000円)
	モ ノ ク ロ	10,000円 (20,000円)

- 注 1 1/2ページの掲載の場合は上記料金の半額です。(広告原稿の版下は広告主負担)  
 2 4回の連載で申込みの場合は、10%の割引となります。  
 3 表紙及び裏表紙の裏面、並びに裏表紙への掲載の申込みは、現在は受け付けていません。



## 〈電子マニフェストシステム(愛称: J W N E T)の加入申込み〉

—— 事業者のマニフェスト事務の効率化のために ——

※ 改正廃棄物処理法が、平成29年6月9日に成立し、6月16日に公布されました。この改正により、多量の産業廃棄物を生ずる事業所を設置している者として環境省令で定める者(年間50 t以上の特別管理産業廃棄物を排出する事業所)が産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、電子マニフェストの登録を行わなければならないこととなります。

なお、義務化は、平成32年4月1日から施行されます。(改正廃棄物処理法第12条の5、同法附則第1条第2号、廃棄物処理法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令第1条)この機会に、電子マニフェストの導入を是非ご検討ください。

### 1 申込み方法

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターホームページのWeb申込フォームから申込みしてください。

### 2 利用料金

#### (1) 排出事業者

利用区分	A料金	B料金	少量排出事業者 団体加入料金 (C料金)
基本料 (1年間)	25,920円	1,944円	不 要
使用料 (登録情報1件につき)	10.8円	(90件まで無料) 21.6円	21.6円
利用区分の日安と なる年間登録件数	2,401件以上	2,400件以下	—

排出事業者の加入単位 任意(排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など)

#### (2) 収集運搬業者

#### (3) 処分業者

利用区分	(2) 収集運搬業者	(3) 処分業者		
		処分報告機能のみ ※1	処分報告機能-2次登録機能 ※2	
		A料金	B料金	
基本料 (1年間)	12,960円	12,960円	25,920円	12,960円
使用料 (登録情報1件につき)	—	—	10.8円	(90件まで無料) 21.6円
利用区分の日安と なる年間登録件数	—	—	1,381件以上	1,380件以下

※1 処分終了報告、最終処分終了報告を行う機能のみの料金です。

※2 上記1の機能と併せて、中間処理後の残さを電子マニフェスト登録(2次マニフェスト登録)する機能の料金です。

#### 収集運搬業者の加入単位

任意(業者単位で加入、1業者の複数加入も可能)

#### 処分業者の加入単位

処分事業場単位(同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能)

### 3 問い合わせ先

(公財)日本産業廃棄物

処理振興センター

ホームページアドレス

<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

サポートセンター

電話：0800-800-9023

(フリーアクセス、通話料無料)

※ I P 電話等フリーアクセスをご利用できない場合は、03-5275-7023までおかけください。

### 岐阜県内の加入状況

平成30年9月9日現在

加入区分	加入者数
排出事業者	4,329
収集運搬業者	322
処分業者	169
合 計	4,820

## 電子マニフェスト操作体験セミナー[岐阜会場]

下記のとおり「電子マニフェスト操作体験セミナー」が開催されますので、お知らせします。

### 記

- ① 開催日時 第2回 平成30年11月30日(金) 午後1:30～3:30  
【受付開始日 平成30年10月31日(水)から⑦により申込みできます。】
- ② 会場 ソフトピアジャパン、ドリームコア実習室2(4階)
- ③ 定員 24名(定員になり次第、申込受付は終了となります。)
- ④ 参加料 無料
- ⑤ 内容 ・排出事業者の操作 ・収集運搬者の操作  
・処分業者の操作 ・共通の操作
- ⑥ 問い合わせ先 ・(公財)日本産業廃棄物処理振興センター(JWセンター)  
HPアドレス <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>  
サポートセンター TEL 0800-800-9023(フリーアクセス)
- ⑦ 申込方法 JWNETの「JWNET導入説明会」、「操作体験セミナー」から申込をお願いします。

## 産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について

### 【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法】

#### ○協会事務局で直接購入する場合

窓口にて購入申込書に必要事項を記入していただき、現金と引き換えで購入してください。

#### ○発送を希望する場合

次ページの「産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書」に必要事項をご記入の上、FAXで送信をしてください。

申込書の記載内容を確認後、翌営業日(土日祝日を除く)に発送します。ただし、協会の行事、諸事情によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

産業廃棄物管理票代金及び送料は発送の際に同封する「払込取扱票」により、到着日を含め10日以内にゆうちょ銀行(郵便局)へお振込みください。なお、振込手数料は無料です。

#### ○送料について

会員は無料、非会員は購入者の負担となります。

非会員は、産業廃棄物管理票代金と共に送料をお振り込みいただきます。

詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

### 【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の書き方等の小冊子の購入方法】

産業廃棄物管理票((公社)全国産業資源循環連合会発行)、建設系廃棄物マニフェスト(建設六団体副産物対策協議会発行)の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページ「産業廃棄物管理票(マニフェスト)申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

(一社)岐阜県産業環境保全協会 御中

FAX 058-272-6764

\* No, \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_

\* No, \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_

## 産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書

次のとおり購入しますので申し込みます。

(単票1箱=100セット入、連続票1ケース=500セット入)

管理票（マニフェスト）の区分	種類	単価(円)	数量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 公益社団法人全国産業資源循環連合会 発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 公益社団法人全国産業資源循環連合会 発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設六団体副産物対策協議会 発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース

※(公社)全国産業資源循環連合会 平成30年4月1日改称 (旧(公社)全国産業廃棄物連合会)  
※建設系廃棄物マニフェストは、(一社)岐阜県建設業協会においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

産業廃棄物管理票(公益社団法人全国産業資源循環連合会発行) 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A4版 46ページ 1冊 320円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト(建設六団体副産物対策協議会発行)の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A4版 36ページ 1冊 170円(実費)	冊

平成 年 月 日 千 一

住 所 .....

会 社 名 .....

代表者氏名又は

取扱責任者氏名 .....

\*事務局記入欄

支払 方法	発送 払込No
	窓口 現金
整 理	

電 話 番 号 .....

F A X 番 号 .....

(注) \*印の欄は、記入しないでください。

2018. 10

## ○保全協Newsについて

平成30年7月25日(第188号)、9月5日(第189号)で会員の皆様にお知らせした内容は次の項目です。

(第188号)

- 1 建築物の解体時等における残置物の取扱いについて
- 2 平成30年度産業廃棄物処理助成事業の募集について

(第189号)

- 1 産業廃棄物処理業界における労働災害防止計画推進の啓発資料の送付について
- 2 平成30年度(第69回)全国労働衛生週間に関する協力依頼について
- 3 平成30年7月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の施行について
- 4 全産連『平成30年度人材育成プログラム』の案内について
- 5 「びわ湖環境ビジネスメッセ2018」の開催について

## 事務局からのお願い

### ※会員各位

- 社名・代表者職氏名・所在地・電話番号・FAX番号に変更が生じた場合は、事務局へFAXにてご連絡ください。
- ホームページを開設された場合は、ホームページのアドレスを事務局へFAXにてご連絡ください。
- 電子マニフェストに加入された場合は、電子マニフェスト加入証の写しを、事務局へ送付ください。

### ※正会員(処理業者)各位

- 社名・代表者職氏名・所在地に変更が生じた場合は、該当する許可証の写しを事務局へ送付ください。
- 岐阜県・岐阜市許可区分及び岐阜県・岐阜市許可品目の追加、削除等が生じた場合は、該当する許可証の写しを、事務局へ送付ください。
- 許可を更新された場合は、該当する許可証の写しを事務局へ送付ください。お手数ですが、許可の年月日から20日以内をお願いします。
- 優良認定を受けられた場合は、該当する許可証の写しを事務局へ送付ください。お手数ですが、許可の年月日から20日以内をお願いします。

委員長 石原 幸喜

副委員長 濱岡 直彦

石田 謙治 各務 剛児 川合 雅和 小塚 将樹

藤沢 茂 伏見 典郎

## 編集後記

今年7月に起きた西日本豪雨災害の際には、緊急に災害廃棄物仮置場の選別作業を関係会員様にお願したところ、猛暑にもかかわらず7月13日から15日まで延べ56名の方々に協力していただきました。とりわけ、重機を運搬して駆けつけてきていただいた(有)正村工建、(株)本起業、(株)フィルテック、(株)ライム、(株)大地、丸石(株)様、貴重な資機材を提供していただき、誠にありがとうございました。

現在、市町村との災害廃棄物協定に向けて災害廃棄物処理支援部会の皆様と協議を重ねているところですが、仮置場での作業活動に実際に関わることが出来ましたので、この体験を今後活かしていきたいと思っている次第です。

さて、9月6日に北海道胆振東部地震(最大震度7)が発生しました。今後、復興に向けて住宅を始め治山、道路、河川、港湾等の整備が行われていくこととなりますが、それにはまず用地の確保が必要となります。

共有地名義で相続登記がされないままになっている土地がありますと、一体誰が所有者なのか困ることがあります。例えば、山林等で共有名義の登記がされている場合に、相続登記がされていないため相続人等関係者が百名以上に上り、うち数名は海外に渡航して行方不明であるといったこともあります。

こういった場合に対処するため土地収用法という法律が用意されていますが、事業認定、収用裁決申請、収用委員会の審理・裁決、法務局への保証金供託、所有権移転登記といった手続きが必要で時間と費用がかなりかかります。

少子高齢化時代を迎え、今後こうした土地が益々増えることが予想されることから「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が6月6日に参議院で可決され成立しました(平成31年6月から全面施行)。この法律は、不動産登記簿で所有者を探索しても、その所有者の全部又は一部を確認することができない一筆の土地について、道路、学校や地域住民の利便性の高い教養文化施設等が計画されている場合に、事業者が県知事に裁定申請を行って裁定してもらい所有権若しくは期間10年の利用権(更新は、再度裁定申請することで可能)を設定することができるという制度です。無論、土地の評価額相当の損失保障額を法務局に供託しなければなりません。それでも、従来の土地収用法を活用する方法に比べれば、人手間がかからず短時間で土地を取得することができるというメリットがあります。

加えて、農地においても所有者不明農地を自治体の裁定により第三者に貸し出しすることができる制度を農林水産省が中心となって検討しています。

こうした所有者不明土地は全国に約410万ヘクタールあり、九州の面積に匹敵するとのことです。また、経済損失は、年間約1,800億円と産業廃棄物処理業界でいうと大手処理業者上位10社の2014年度における売上額合計に匹敵します。

今回の特別措置法の制定により、少しでもこうした経済ロスがなくなり、災害時におけるインフラ整備を始め、災害廃棄物処理施設や住宅確保対策等の復旧事業がスムーズに出来るようになることを願っています。

記 事務局

平成30年10月15日発行 第116号

編集発行 一般社団法人岐阜県産業環境保全協会

理事長 粥川 長司

〒500-8384 岐阜市葦田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階

TEL<058>272-9293 FAX<058>272-6764

<http://www.gifu-hozen.jp>

E-mail [info@gifu-hozen.jp](mailto:info@gifu-hozen.jp)

印刷 共和印刷株式会社



協会のシンボルマーク

最大約  
**56%**  
割引

# 経営ダブルアシストのご案内

(業務災害総合保険)

2018年10月1日午後4時～2019年9月1日午後4時にご加入の場合

うつ病による自殺、  
過労死などによる

## 新しい労災 リスクの増加

短期間労働者、パート、  
アルバイト、派遣社員

## 非正規雇用 労働者の増加

新しい労災リスク  
への対応は  
経営者の  
重要な責任です！

1億円を超える  
事例も発生

## 高額な賠償 事例が続出

使用者賠償責任に関して

## 天災でのケガ等による賠償請求事例

## 「業務災害補償制度」経営ダブルアシストの主な特長

- ◆ 一般の加入より最大約56%割引(\*1)  
(団体割引30%・過去の損害率による割引30%・包括契約割引10%)  
(\*1)「健康経営優良法人認定制度」(\*2)により認定を受けた法人を被保険者としてご加入される場合、さらに健康経営優良法人認定割引5%が適用されます(\*3)。  
(\*2)経済産業省が実施する、優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。  
(\*3)一部の特約の保険料には適用されません。
- ◆ 法律上の賠償金や訴訟費用も補償
- ◆ 保険料は、売上高で算出 掛金は全額損金参入可能

### オプションをセットして

- ◆ 業務中の天災(地震・噴火・これらによる津波等)によるケガ等も補償！
- ◆ 天災でのケガ等による使用者賠償責任も補償！！
- ◆ パワハラ・セクハラ・マタハラ行為に対する管理責任や不当解雇について、会社・役員・管理職の方などが損害賠償請求された場合も補償！

本広告は、全国中小企業団体中央会を契約者とする全国中小企業団体中央会、都道府県中小企業団体中央会の会員である団体・協同組合等に加入している会員向け業務災害総合保険団体契約の概要について紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「パンフレット兼重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店または引受保険会社にお問い合わせください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、「パンフレット兼重要事項説明書」の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

【制度運営】  
全国中小企業団体中央会

【お問い合わせ先】  
(一社)岐阜県産業環境保全協会  
TEL:058-272-9293  
保険料のお見積りやご加入のお申し込みは、引受保険会社の代理店または引受保険会社までご相談ください。

【取扱代理店】  
株式会社 アルファパートナー  
TEL:058-248-4560

【引受保険会社】  
東京海上日動火災保険株式会社

【担当課支社】 岐阜支店 岐阜支社  
住所:岐阜県岐阜市金町6-4 岐阜東京海上日動ビルディング4階  
TEL:058-264-5210  
FAX:058-264-5211

自然に優しい未来を築きたい

**We Love Nature & Future**



H A T S U R I  
K I M U R A  
C O R P O R A T I O N

株式会社  
はつり きむら

斫木村

■本 社

〒503-0856 岐阜県大垣市新田町5丁目22番地  
TEL(0584)89-7195(代) FAX(0584)89-7978

■斫木村リサイクルセンター

〒503-0993 岐阜県大垣市荒川町東大ダラ917-1  
TEL(0584)92-2823 FAX(0584)92-1004



岐阜県

優良産廃処理業者

「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献



# タカイ商事株式会社

## 産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県、滋賀県、  
福井県、京都府)

### 許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくず  
コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、  
廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、  
紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

## 積替保管

(岐阜県)

### 許可品目

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、  
金属くず、

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県)

### 許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

## 特別管理産業廃棄物中間処理業

(焼却、中和)

### 許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

## 産業廃棄物中間処理業

(焼却、破碎、圧縮、切断、脱水、中和)

### 許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、  
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず  
コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき  
類、廃酸、廃アルカリ

電子マニフェストを導入しています

産業廃棄物の処理は  
タカイ商事にご相談下さい

産業廃棄物総合焼却処理工場



〒501-1183

岐阜県岐阜市則松1469番地の3

TEL (058) 239-9931

FAX (058) 239-9828

E-Mail [takaisho@sweet.ocn.ne.jp](mailto:takaisho@sweet.ocn.ne.jp)

URL <http://www.takai-shoji.jp/>

企業理念

“安全で安心” 循環型社会の創造は  
私たちの使命です



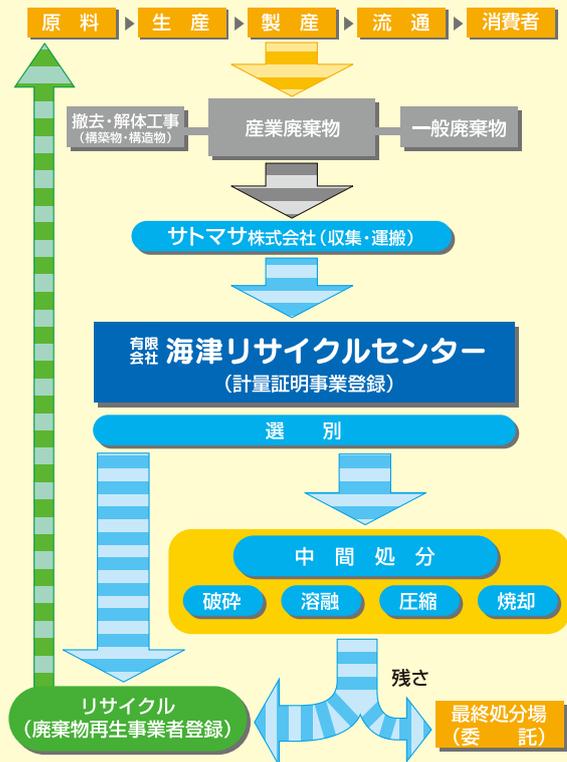
ISO14001、13ER-904  
環境マネジメントシステム

# 有限会社 海津リサイクルセンター

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境(環境アセスメント)の保全を図る上で極めて重要なことでもあります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、環境に関するグローバルスタンダードである『ISO14001』認証を取得いたしました。

私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。



〈加盟団体〉サトマサグループ

- (一社) 愛知県産業廃棄物協会
- (一社) 岐阜県産業環境保全協会
- (一社) 三重県産業廃棄物協会
- 岐阜県清掃事業協同組合
- 愛知県地域環境創造協会

有限会社 海津リサイクルセンター  
〒503-0643 岐阜県海津市海津町札野434  
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

サトマサ株式会社  
〒496-0045 愛知県津島市東柳原町1-26  
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843

<http://www.satomasa.co.jp> E-mail : [info@satomasa.co.jp](mailto:info@satomasa.co.jp)



一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会